

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和 35 年東村山市条例第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付受給者の支援に関する規定等を整備するため、本案を提出するものであります。

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和35年東村山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の規定による支援給付」を加える。

第27条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「（同条例）を」（行政手続条例）に、「同条例第33条第2項」を「行政手続条例第33条第3項」に改める。

別表2の項中「生活保護」の次に「又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

東村山市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(国民健康保険税の減免)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要と認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

- (1) (略)
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)の規定による支援給付を受けた者

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 第1項各号の減免の基準等は、別表のとおりとする。

4～6 (略)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第27条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条、又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、行政手続条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

別表(第26条)

国民健康保険税の減免基準等

(略)		
2	生活保護又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付の場合	
	対象者	減免の割合
		減免の対象

旧 条 例

(国民健康保険税の減免)

第26条 (同左)

(1) (略)

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けた者

(3)～(5) (略)

2 (略)

3 (同左)

4～6 (略)

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第27条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条、又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

別表(第26条)

国民健康保険税の減免基準等

(略)		
2	生活保護の場合	
	対象者	減免の割合
		減免の対象

新 条 例

生活保護又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けた者	100パーセント	所得割額 均等割額 平等割額
---------------------------------	----------	----------------------

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

旧 条 例

生活保護を受けた者	(同左)	(同左)
-----------	------	------

(略)